

上越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第43号

上越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

上越市印鑑条例施行規則（昭和50年上越市規則第30号）の一部を次のように改正する。

「

第 1 号様式中	処			理		欄		を
	1 免 許 証 2 身 分 証 明 書 3 許 可 証 4 保 証 書 5 その他 ()	受 付		照 会 番 号				
		確 認		回 答 期 限				
				年 月 日				
		登 録		登 録 番 号				

」

「

処		理		欄	
1	免 許 証	受 付	照 会 番 号		
2	身 分 証 明 書				
3	許 可 証	確 認	回 答 期 限		
4	保 証 書		年 月 日		
5	個人番号カード	登 録	登 録 番 号		
6	その他（ ）				

に改める。

」

第7号様式中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

第13号様式中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に保有している改正前の第7号様式は、当分の間、改正後の第7

号様式に相当する様式として、これを交付することができる。

- 3 この規則の施行日前に交付した改正前の第7号様式及び前項の規定により同日以降に交付する第7号様式については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。